

2021年度 たつのふるさと応援商品券取扱店募集要項

1. 発行の目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済を支援するために、プレミアムを付した商品券の発行をもって、経済循環を図ることを目的とする。

2. 商品券の発行について

(1) 名 称 たつのふるさと応援商品券

(2) 発行主体 たつの市

(3) 発行額 260,000千円

(4) 発行冊数 40,000冊

(5) 商品券 ①商品券6,500円分（500円券×13枚綴り）を1冊5,000円で販売

※市民1人につき最大4冊まで

②1枚の券面金額は500円で、特定取引500円（税込）毎に1枚使用できる。なお、お釣りはできませんので、500円未満の特定取引には使用できません。また、支払いに際して端数がある場合は現金等での対応

※特定取引：物品の購入若しくは借り受け、又は役務の提供の対価の弁済手段としての取引

③500円券の13枚綴りで1冊

※1冊：500円／1枚×13枚＝6,500円分の商品券

(6) 販売冊数 市民1人につき最大4冊まで

(7) 使用期間 令和3年4月19日～12月31日

(8) 商品券の販売について

◆販売期間 令和3年4月19日～売り切れ次第終了

◆販売場所 下記の郵便局（20ヶ所）

- ・龍野郵便局 ・龍野川原町郵便局 ・本竜野駅前郵便局 ・龍野揖西郵便局
- ・横内郵便局 ・龍野神岡郵便局 ・龍野誉田郵便局 ・揖保郵便局
- ・播磨新宮郵便局 ・香島郵便局 ・新宮越部郵便局 ・東栗栖郵便局
- ・西栗栖郵便局 ・揖保川郵便局 ・揖保川浦部郵便局 ・御津郵便局
- ・苅屋郵便局 ・御津中島郵便局 ・室津郵便局 ・西播磨光都プラザ郵便局

(9) 商品券の利用対象にならないもの

※消費者へ直接提供できる商品・サービス等とし、以下のような場合は利用できませんので登録申請の際はご注意ください。

- ① 換金性・投機性の高いもの、商品券の使用期間内に消費されない可能性のあるもの
(商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券・旅行券等の各種商品券、印紙、切手、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資など)
- ② 出資や債権の支払い、事業者間の支払い、国や地方公共団体等への支払い
- ③ 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- ④ その他消費の拡大につながらないもの(振込代金・手数料、電気・ガス・電話料金など)

3. 取扱店登録申請方法について

(1) 登録店

商品券取扱店として登録できる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- 1) 市内に店舗を有し、大規模小売店舗立地法に該当する大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡を超える店舗)に該当しない店舗。
- 2) たつの市暴力団の排除に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(2) 募集期間 令和3年3月5日(金)まで

※募集期間以後も随時、取扱店を募集します。ただし、事業周知チラシには、この募集期間に応募していただいた店舗のみの掲載となります。また、掲載内容については、「ふるさと応援商品券取扱店登録申請書」にご記入いただいた内容にて、地区別の五十音順で掲載します。なお、この募集期間以後に応募していただいた店舗については、随時、たつの市ホームページに掲載します。

(3) 登録手続き

「ふるさと応援商品券取扱店登録申請書」に必要事項をご記入の上、たつの市商工振興課へ持参、郵送またはFAXください。取扱店登録資格の確認を行い、後日、「ふるさと応援商品券取扱店登録認定書」を郵送にて交付します。なお、申請書は、たつの市ホームページからダウンロードしてください。

◆たつの市ホームページ <http://www.city.tatsuno.lg.jp/>

(4) 登録機関・登録内容の変更について

- ① 登録期間は、登録認定書の交付日から令和3年12月31日まで。(なお、登録後の辞退はできません。)
- ② 登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに「ふるさと応援商品券取扱店変更登録申請書」をたつの市商工振興課まで提出してください。

(5) 申請時の注意事項

- ①個別の店舗ごとに申し込んでください。たつの市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。
- ③受付は、原則、月曜から金曜日の8時30分～17時15分まで（ただし、祝日、年末年始を除く）とします。

4. 取扱における厳守事項

- (1) 商品券は、市内での特定取引において利用可能です。
- (2) 商品券の取扱は、取引金額（税込）に応じた商品券の受け取りをお願いします。なお、商品券の利用金額（税込）に満たない場合は、受け取らないようお願いします。

◆取扱例：①特定取引額：3,490円（税込）の場合、商品券の利用は6枚まで

※商品券6枚：500円×6枚(=3,000円)+現金等490円

②特定取引額：1,850円（税込）の場合、商品券の利用は3枚のみ

※商品券1枚：500円×3枚(=1,500円)+現金等350円

③特定取引額：490円（税込）の場合、商品券の利用はできません。（お釣りは出ません）

- (3) 商品券には使用期間がありますので、使用期間以外には受け取らないでください。（使用期間：令和3年4月19日から令和3年12月31日まで）
- (4) 商品券の紛失及び盗難に対し、たつの市はその責務を負いません。

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ステッカー（啓発物資）を利用者が分かりやすい場所に掲示等をお願いします。
※ステッカー（啓発物資）は、市で用意いたします。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを必ず確認してください。偽造防止の模様が
ない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否す
るとともに、その事実を速やかに、たつの市商工振興課まで報告してください。なお、偽造商品券は換
金できませんので、受け取りの際には注意してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入するととも
に、商品券の裏面の「切り取り線」で、角を切り取ってください。既に取扱店名の記入がある場合や角

が切り取られている場合は、受け取りを拒否してください。

- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における市内での特定取引の対価として使用された商品券のみ換金可能です。単なる換金目的の商品券は受け取らないでください。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

6. 取扱店の取消等について

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

7. 商品券の換金及び注意事項について

(1)換金申請期間 令和3年4月19日～令和4年1月14日

※換金申請期間以後は無効となりますのでご注意ください。

(2)換金について

【換金・精算の流れ】

- ① 取扱店は、換金請求書に必要事項を記入します。なお、換金請求書は、ホームページからダウンロードすることができます。
- ② 取扱店は、換金請求書と使用済み商品券を取りまとめの上、たつの市商工振興課・各総合支所へ8時30分から17時00分（土日祝除く）までに持参してください。その際、使用済みの商品券の角（切り取り線）をハサミで切り落とし、かつ、商品券の裏に取扱店名を記載しているかを必ず確認のうえ換金の手続きをしてください。

※受付後、不備がなければ2～4週間程度で指定口座に振込みます。

※換金締切日から振込まで時間がかかります。取扱店の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

【たつのふるさと応援商品券の問い合わせ先】

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市産業部商工振興課

TEL 0791-64-3158 FAX 0791-63-3784

E-mail shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp